令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の介護保険料は 月額5,750円（据え置き）

第８期計画(令和３～５年度)の介護保険料については、後期高齢者人口や要支援・要介護認定者の増加に伴い、総給付費も増加する見込みとなっていますが、第1号被保険者の負担割合(２３％)が７期計画から据え置きされたことに加え、介護保険に係る準備基金の取り崩しを行い、基準月額を５,７５０円で据え置きすることとなりました。

所得段階ごとの介護保険料（年額）

所得段階	負担割合	対象者の内容	保険料
第１段階	(0.50) 0.30	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税 ●住民税世帯非課税 課税年金収入額＋合計所得金額 ８０万円以下	(34,500円) 20,700円
第２段階	(0.70) 0.45	●住民税世帯非課税 課税年金収入額＋合計所得金額 ８０万円を超え１２０万円以下	(48,300円) 31,100円
第３段階	(0.80) 0.75	●住民税世帯非課税 課税年金収入額＋合計所得金額 １２０万円を超える	(55,200円) 51,800円
第４段階	0.85	●住民税世帯課税で本人が住民税非課税 課税年金収入額＋合計所得金額 ８０万円以下	58,700円
第５段階	1.00	●住民税世帯課税で本人が住民税非課税 課税年金収入額＋合計所得金額 ８０万円を超える	69,000円
第６段階	1.15	●本人が住民税課税 (合計所得１２０万円未満)	79,400円
第７段階	1.30	●本人が住民税課税 (合計所得１２０万円以上２１０万円未満)	89,700円
第８段階	1.55	●本人が住民税課税 (合計所得２１０万円以上３２０万円未満)	107,000円
第９段階	1.80	●本人が住民税課税 (合計所得３２０万円以上)	124,200円

※年額保険料＝基準月額×１２カ月×負担割合
※第１段階の（　）内の数字は、軽減前の負担割合と年額保険料です。

低所得者の保険料が軽減されます

第１～３段階の保険料については、国・県・市の公費による軽減が行われることから、実質の負担割合は基準額の0.30、0.45、0.75となります。

基準所得金額が変更になりました

国の制度改正により、第７段階と第８段階の境となる、合計所得金額が、２００万円から２１０万円に、第８段階と第９段階の境となる合計所得金額が、３００万円から３２０万円に変更になりました。

【総給付費と介護保険料の推移】

事業計画	事業期間	総給付費	保険料月額
第６期	平成２７年度	約２８億円（実績）	5,358円
	平成２８年度	約２８億円（実績）	
	平成２９年度	約２７.６億円（実績）	
第７期	平成３０年度	約２７億円（実績）	5,750円
	令和元年度	約２９億円（実績）	
	令和２年度	約３０.９億円（推計値）	
第８期	令和３年度	約３１億円（推計値）	5,750円
	令和４年度	約３２億円（推計値）	
	令和５年度	約３２.５億円（推計値）	

低所得の施設入所者の負担限度額が変わります（令和3年8月より）

施設サービスについては、施設の種類および要介護度ごとに介護費用が定められており、利用額は介護・看護職員等の人員配置によって施設ごとに異なります。低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は負担限度額を超えた分は介護保険から給付されます。

所得段階の第２段階の方は食費の負担額が増えます。第３段階の方が細分化されます。

高額介護サービス費の限度額が変わります（令和3年8月より）

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担額には月々の上限額が設定されています。１カ月に支払った利用者負担額が上限を超えたときは、高額介護（予防）サービス費として超えた分が払い戻されます。

※ＳＤＧｓ：『Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）』の略称で、２０１５年９月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標。

国連加盟１９３カ国が２０１６年から２０３０年の１５年間で達成するために、１７の目標と具体的な１６９のターゲットが掲げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS